

燕市告示第 1 3 2 号

燕市チャレンジ・ファーマー支援事業補助金交付要綱（平成27年燕市告示第91号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

燕 市 長 鈴 木 力

第2条第1号中「70歳以下の者。」を「75歳以下の者」に改め、同条第5号中「認定農業者」を「認定農業者等」に改め、「認定を受けた者」の次に「又は同法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者」を加え、同条第6号を削る。

第4条第1号中「経営規模の拡大」の次に「（農地中間管理機構から農地の賃借権又は使用貸借による権利の設定を受け、新たに集積することにより、申請時の経営面積が、申請前年度と比較して個人1ha以上、法人2ha以上増加し、かつ、申請年度を含む3年以内に農地中間管理機構を通じ新たに経営面積が個人2.5ha、法人5haの増加）」を加える。

別表中「農地中間管理機構から農地の賃借権又は使用貸借による権利の設定を受け、新たに集積することにより、申請時の経営面積が、申請前年度と比較して増加（個人1ha以上、法人2ha以上）し、かつ、申請年度を含む3年以内に農地中間管理機構を通じ新たに経営面積の増加（個人2.5ha、法人5ha）が見込まれる農業者及び法人設立後3年以内の農業法人」を「農業者のうち認定農業者等、設立後3年以内の農業法人のうち認定農業者等」に、「農業者のうち認定農業者又は人・農地プラン掲載の担い手のいずれかの者、農業法人及び農業者等が組織する団体」を「農業者のうち認定農業者等、農業法人のうち認定農業者等及び農業者等が組織する団体」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。